

各位

全3ページ
登録速報(2022-154)
2022年 7月12日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り、注意事項変更届けを提出しましたので、ご連絡します。

提出日： 2022年7月5日

(注意事項は届けを提出した段階で、登録変更となります)

記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24313号

名称：プライオリティフロアブル

2 変更を生じた年月日

令和4年7月5日

3 変更を生じた事項及び変更の内容

農薬登録申請書第7項「農薬の使用上の注意事項」のうち2)を変更し、別紙【変更後】のとおりとする。

【変更前】

2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3. 5葉期までに、時期を失ないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイは4葉期まで、ヘラオモダカ、ウリカワ、ミズアオイは3葉期まで、ミズガヤツリ、エゾノサヤヌカグサは2葉期まで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生始期まで、ヒルムシロは発生盛期まで、セリは再生期まで、キシウウスズメノヒエは再生茎3葉期までが本剤の散布適期である。

【変更後】

2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3. 5葉期までに、時期を失ないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイは4葉期まで、ヘラオモダカ、ウリカワ、ミズアオイは3葉期まで、ミズガヤツリ、エゾノサヤヌカグサは2葉期まで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生始期まで、ヒルムシロは発生盛期まで、セリは再生期まで、キシウウスズメノヒエは再生茎3葉期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。

4 変更の理由

より適切な注意事項とするため。

別紙

7. 農薬の使用上の注意事項

【変更後】

- 1) 本剤の使用に当たっては、使用前に容器をよく振ること。
- 2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3. 5葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイは4葉期まで、ヘラオモダカ、ウリカワ、ミズアオイは3葉期まで、ミズガヤツリ、エゾノサヤヌカグサは2葉期まで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生始期まで、ヒルムシロは発生盛期まで、セリは再生期まで、キシウスズメノヒエは再生茎3葉期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。
- 3) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないで、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- 4) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 5) 散布の際は、水の出入りを止めて湛水状態のまま田面に均一に散布し、散布後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 6) 水口施用の場合は、あらかじめ1～2cm程度水深を確保した状態で、入水時に本剤を水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させ、施用後田面水が通常の湛水状態（水深3～5cm）に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。散布後少なくとも3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- 7) 藻類・表層はく離などの水面浮遊物が多い場合は、本剤の拡散が不十分になるおそれがあるため周縁散布または水口施用をさけ、本田内で水田全面に散布すること。
- 8) 水口に対して風速5m/sを超える向かい風が吹いている場合は、本剤の拡散が不十分になるおそれがあるため水口施用をさけること。
- 9) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①砂質土壌の水田および漏水田（減水深が2cm/日以上）
 - ②軟弱苗を移植した水田
 - ③極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
 - ④植穴の戻りの悪い水田
- 10) 直播水稲に使用する場合、以下の点に注意すること。
 - ①稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
 - ②除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、入水後水持ちの安定した後に散布すること。
- 11) 梅雨時期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は、除草効果が低下するおそれがあるので使用をさけること。
- 12) 無人航空機で滴下する際は以下に注意すること。
 - ①滴下は使用機種の使用基準に従って実施すること。
 - ②滴下に当たっては散布装置のノズルを取り外すこと。
 - ③作業中、薬液が漏れないように機体の配管その他装置の十分な点検を行うこと。
 - ④隣接するほ場に水稲以外の作物が栽培されている場合は、無人航空機による本剤の滴下は行わないこと。
 - ⑤水源池、飲料用水等に本剤が流入しないように十分注意すること。
 - ⑥薬剤滴下に使用した装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ⑦本剤の滴下に使用した無人航空機の散布装置は、水稲以外の作物への薬液散布には使用しないこと。
- 13) 散布した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 14) 薬害のおそれがあるので、後作物としてなす、たまねぎ及びさやえんどうを栽培しないこと。

- 15) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。
- 16) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 17) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上